

平成 29 年度 第 1 回山陽小野田市文化会館運営委員会 次第

平成 30 年 3 月 28 日 (水) 19:00 ~

不二輸送機ホール（文化会館） 研修室

- 1 辞令交付
- 2 文化会館館長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出について
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 文化振興関連業務について
 - (2) 文化会館の利用状況及び貸館事業について
 - (3) 文化会館維持管理について
- 7 その他

山陽小野田市文化会館運営委員会委員名簿

任期：平成30年3月28日～平成32年3月27日

区分	選出団体	氏名	備考
芸術及び文化団体の代表者	全国生涯学習音楽指導員協議会山口支部	廣田由実	団体名 名称変更
芸術及び文化団体の代表者	アーティストBOX	倉田義和	
芸術及び文化団体の代表者	山陽小野田市文化協会	瀬口哲義	
芸術及び文化団体の代表者	山陽小野田少年少女合唱団	猪俣薰	
芸術及び文化団体の代表者	山陽小野田市文化会館実行委員会	田辺小夜子	新規
公募市民		寺岡靖博	
関係行政機関の職員	小中学校 校長会	弓立洋二	
学識経験者	宇部フロンティア大学 短期大学部	富田輝美	

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 30 号

改正（省略）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく執行機関の附屬機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 本市の執行機関の附屬機関（次条において「附屬機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附屬機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 （省略）

別表（第 2 条関係）

附屬機関の属する執行機関	附屬機関	担任する事務
市長	(省略)	
	山陽小野田市文化会館 運営委員会	山陽小野田市文化会館条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 187 号）に規定する文化会館の事業の円滑な運営に必要な事項を審議すること。
教育委員会	(省略)	

○山陽小野田市文化会館運営委員会規則

平成26年4月1日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市文化会館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、9人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 芸術及び文化団体の代表者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化会館において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、山陽小野田市文化会館運営委員会規則を廃止する規則（平成26年山陽小野田市教育委員会規則第14号）による廃止前の山陽小野田市文化会館運営規則（平成17年山陽小野田市教育委員会規則第37号。以下「旧規則」という。）で定めるところにより委嘱又は任命されている委員は、この規則の施行の日において第2条第1項の規定により委嘱又は任命された委員とみなし、その任期は同条第2項の規定にかかわらず、旧規則の規定による残任期間とする。

○山陽小野田市文化会館条例

平成17年3月22日

条例第187号

改正 平成26年3月28日条例第14号

(設置)

第1条 市民の学術及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、山陽小野田市文化会館（以下「文化会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市文化会館	山陽小野田市大字郡1754番地

(職員)

第3条 文化会館に館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第4条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際、別表第1から別表第3までの定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料に不足額が生じた場合は、使用後これを納付しなければならない。

2 市長は、公用又は公益のため文化会館を使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第7条 使用者は、使用にあたって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において文化会館に特別の設備をさせ、又は設備の変更を命ずることができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 公益上その他市長が特に必要があると認めるととき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第12条 使用者は、文化会館の使用について、職員の指示に従わなければならぬ。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、文化会館の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山陽町文化会館の設置等に関する条例（平成6年山陽町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市文化会館条例別表第1備考の規定は、この条例の施行の日以後に山陽小野田市文化会館の使用許可を受けた者から適用し、同日前に使用許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月26日条例第31号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山陽小野田市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行するものとした事務（以下「市長移管事務」という。）に係るものは、市長によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に教育委員会に対してされている許可等の申請その他の行為で、市長移管事務に係るものは、この条例の施行後は、市長に対してされた許可等の申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日後に使用の許可をしたものから適用し、同日前に使用を許可したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係） 文化会館使用料（省略）

別表第2（第5条関係） 附属備品及び備品使用料（省略）

別表第3（第5条関係） 冷暖房使用料（省略）

○山陽小野田市文化会館条例施行規則

平成26年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市文化会館条例（平成17年山陽小野田市条例第187号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 文化会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 第1火曜日及び第3火曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第3条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(名誉館長)

第4条 文化会館に名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、専門的見地から、文化会館の充実及び発展のために助言を行うものとする。

3 名誉館長の委嘱期間は、定めのないものとし、解職をもってこれを終了するものとする。

4 名誉館長は、非常勤とする。

5 名誉館長の報酬は、無報酬とする。

(使用の申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により文化会館並びに附属設備及び備品（以下「器具等」という。）を使用し、又はその許可を受けた事項を変更しようとする者は、使用開始予定日前7日までに文化会館使用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 文化会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を取り消そうとするときは、あらかじめ文化会館使用許可取消申請書（様式第2号。以下「使用許可取消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 使用許可等申請書は、使用開始予定日の1年前までは、これを受理しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、大ホールの舞台のみを練習の目的で使用する場合における使用許可等申請書は、使用開始予定日の1月前までは、これを受理しない。

(使用（変更）許可書等の交付)

第6条 市長は、使用許可等申請書の提出があった場合において、使用を許可したとき、又は使用の変更を許可したときは、文化会館使用（変更）許可書（様式第3号。以下「使用（変更）許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 使用許可順位は、申請順とする。

3 市長は、使用許可取消申請書の提出があった場合において、使用の取消しを許可したときは文化会館使用取消通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(使用期間の制限)

第7条 文化会館及び器具等の使用期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

(使用時間)

第8条 文化会館の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、やむを得ない理由により使用時間を超えて文化会館及び器具等を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(特別の施設)

第9条 条例第7条の規定により、特別の設備をしようとする者は、文化会館特別設備等設置許可申請書（様式第5号。以下「特別設備等設置許可申請書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、特別設備等設置許可申請書の提出があった場合において、設備を許可したときは、使用（変更）許可書にその旨を表示して行うものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第5条第2項の規定による使用料の減免の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が使用するとき 全額免除
- (2) 市又は教育委員会が共催して使用するとき 全額免除
- (3) 市又は教育委員会の後援により使用するとき 2分の1減額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長が定める率を乗じて得た額

(使用料の後納又は減免申請)

第11条 条例第5条第2項の規定による使用料の後納又は減免の適用を受けようとする者は、文化会館使用料減免（後納）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第12条 条例第6条の規定による使用料の還付の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 使用許可取消申請書により使用開始予定日前6月（当該前6月に当たる日が休館日であるときは、その日の後においてその日に最も近い休館日以外の日）までに使用の取消しを申し出たとき 5分の4の額
- (3) 使用許可取消申請書により使用開始予定日前30日（当該前30日に当たる日が休館日であるときは、その日の後においてその日に最も近い休館日以外の日）までに使用の取消しを申し出たとき 2分の1の額
- (4) 使用許可取消申請書により使用開始予定日前7日（当該前7日に当たる日が休館日であるときは、その日の後においてその日に最も近い休館日以外の日）までに使用の取消しを申し出たとき 5分の1の額
- (5) 管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(使用料の還付申請)

第13条 条例第6条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、文化会館使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を収容しないこと。
- (2) 館内外の安全及び秩序を守るために、責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 許可を受けずに文化会館内外ではり紙し、くぎ打ちし、又は物品を販売しないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

- (5) 使用が終了したときは、使用した器具等は、直ちに所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (6) 入館者に、次条各号に規定する事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示を遵守すること。

(入館者の遵守事項)

第15条 文化会館に入館した者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用し、若しくは喫煙しないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員又は使用者の指示を遵守すること。

(入館の制限)

第16条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上不適当と認める者

(破損等の届出)

第17条 使用者は、施設及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに文化会館施設等損傷（滅失）届（様式第8号）を市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、文化会館の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(山陽小野田市文化会館使用料減免等に関する規則の廃止)

2 山陽小野田市文化会館使用料減免等に関する規則（平成17年山陽小野田市規則第179号。以下「減免等規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に山陽小野田市文化会館条例施行規則（平成17年山陽小野田市教育委員会規則第36号）の規定及び減免等規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

平成29年度 不二輸送機ホール(文化会館)関連事業

	事業名	開催日	場所
主催	山響サマーコンサート -山口県交響楽団演奏会-	6月19日(日)	文化会館(大)
主催	NHKラジオ公開収録「上方演芸会」	6月30日(金)	文化会館(大)
主催	子ども文化ふれあい事業(昼;小学6年生) 文化ふれあい事業(夜;一般) いっこく堂ボイスイリュージョンwithマギー司郎	7月7日(金)	文化会館(大)
主催	第23回山陽小野田市ピアノマラソン大会	8月25日(金)~27日(日)	文化会館(大)
主催	フランス・バロック音楽とアート	10月25日(水)	文化会館(大)
主催	映画「ふたりの桃源郷」	11月5日(日)	文化会館(大)
主催	第11回やまぐち少年少女合唱祭 in 山陽小野田	12月23日(土・祝)	文化会館(大)
主催	山陽小野田写真展	2月13日(火)~2月18日(日)	文化会館(小)
主催	アーティストBOX 第8回アートのたまてばこ	3月9日(木)~12日(日)	文化会館(小)
共催	0歳からのファミリーコンサート 休日昼下がりのティータイムコンサート	奇数月開催(年6回)	文化会館(小)
共催	優秀映画鑑賞推進事業 第11回優秀映画祭 ~家族で一緒に観る優秀映画~ ・あすなろ物語・風の又三郎 ガラスのマント	9月16日(日)	文化会館(大)
共催	山口県総合芸術文化祭2017 第41回全日本アンサンブルコンテスト山口県大会	12月17日(日)・26日(火)・27日(水)	文化会館(大)
共催	第41回tys山口県学生ピアノコンクール	予選:1月20日(土)・21日(日) 本選:1月28日(日)	文化会館(大)
共催	アラ還フェスティバル	3月10日(土)	文化会館(大)

平成29年度 文化振興課関係事業

	事業名	開催日	場所
主催	アウトリーチ事業: ピアノ・ヴァイオリンコンサート(山下陽子&久保千尋)	①10月12日(水) ②10月13日(木)	①津布田小、厚狭中 ②小野田小、小野田中
主催	混声四重唱と遊ぼう「オペラってなあに?」	10月11日(水)	厚狭小
主催	山口県巡回芸術劇場 合唱公演(山口県合唱団)	11月7日(火)	厚陽小
主催	第13回山陽小野田市民文化祭(10部門) 【文化協会と両主催】	9月3日(日)~11月12日(日)	市民館 文化会館 高千帆福祉会館 商工センター
	①川柳大会	①9月3日(日)	①市民館
	②市民音楽祭	②10月8日(日)	②文化会館
	③日本舞踊祭	③10月8日(日)	③市民館
	④邦楽大会	④10月15日(日)	④文化会館
	⑤市民茶会	⑤11月4日(土)	⑤市民館
	⑥華道展	⑥11月4日(土)~5日(日)	⑥市民館
	⑦洋舞演劇祭	⑦11月5日(日)	⑦市民館
	⑧展覧会	⑧11月10日(金)~12日(日)	⑧市民館
	⑨俳句大会	⑨11月12日(日)	⑨高千帆福祉会館
	⑩短歌大会	⑩11月12日(日)	⑩商工センター
主催	文芸さんようおのだ第13号発行	3月中旬発行	
主催	第13回山陽小野田市児童生徒書道展	1月25日(木)~1月31日(水)	おのだサンパーク
事務局	龍王伝説		

平成30年度 主催文化事業計画(予定)

事業名	開催日等	会場	対象	内容等
山口県交響楽団演奏会 山響サマーコンサート	6月24(日)	大ホール	幼児 ～大人	コンサートをおこない市民に生のオーケストラの演奏に接してもらう。楽器体験コーナーも開催。
第7回現代ガラス展in山陽小野田	7月7日(土)～ 8月26日(日) 9月11日(火) ～ 9月24日(月)	おのだサンパーク 山口県立 萩美術館 浦上記念館	どなたでも	古くから窯業と深い関係があるため、窯業のひとつである「ガラス」をコンセプトにして3年に1回開催している展覧会。今回は山口県立萩美術館・浦上記念館でも開催する。
子ども文化ふれあい事業 「山口県交響楽団メンバーによる オーケストラ教室」	7月10日(火)	大ホール	小6年生	子どもたちは本物の芸術文化に触れる機会が少ないので、将来を担う子どもたちに文化会館での生の鑑賞機会を市内小学生を対象に提供する。
第24回 山陽小野田市ピアノマラソン大会	8月24日(金) ～8月26日 (日)	大ホール	どなたでも	ひとり1曲ずつスタンウェイピアノを演奏し、全出場者の演奏時間のトータルを記録する大会。開館2年目から継続している。
アンドレアンリ トランペットコンサート	9月23日(祝) ～ 9月24日(振 休)	大ホール	どなたでも	世界最高のトランペット奏者、アンドレアンリ(フランス)を招き「アンドレアンリと100人の中学生によるプラス饗宴」を実施。
展覧会事業 「陶芸展」 予定	未定	小ホール	どなたでも	舞台芸術だけでなく美術作品等の鑑賞機会を求める声に応えるために、広範囲の分野で作品の展示を行い、親しんでいただく。
第12回 やまぐち少年少女合唱祭in山陽 小野田	12月23日(水・ 祝)	大ホール	小学生 ～大人	国民文化祭2006から続く児童合唱の祭典。県内の少年少女合唱団が出場。
アウトリーチ事業	4回 (10月～12月)	4ヶ所	小学生 ～大人	市民により身边に文化芸術にふれてもらうため、出前コンサートなど地域交流を図る事業(小学校・中学校・児童養護施設など)を計4回実施する。
“アーティストBOX”による 第9回 アートのたまでばこ	3月開催予定	小ホール	どなたでも	市内外のアーティストによるコラボレーション展覧会。

平成30年度 文化振興課関係事業

【市・文化協会両主催事業】

○市民文化祭

9/2(日)	川柳大会(不二輸送機ホール)
10/7(日)	市民音楽祭(不二輸送機ホール)
10/14(日)	日本舞踊祭(不二輸送機ホール)
10/21(日)	邦楽大会(不二輸送機ホール)
11/3(土)	市民茶会(不二輸送機ホール)
11/3(土)～4(日)	華道展(不二輸送機ホール)
11/4(日)	洋舞・演劇祭(不二輸送機ホール)
11/9(金)～11日(日)	展覧会(不二輸送機ホール)
11/11(日)	短歌大会(小野田商工センター)
11/11(日)	俳句大会(高千帆福祉社会館)
1/31(木)～2/6(水)	第14回山陽小野田市児童生徒書道展(おのだサンパーク)

【県・市両主催事業】

9/26(水)	巡回ふれあい公演(津布田小学校)
11/15(木)	山口県青少年劇場小公演(埴生小学校)

【文化協会主催 市共催事業】

○春の文化祭

5/18(土)～20日(日)	春の文化祭 美術工芸部門文化展(不二輸送機ホール)
5/20(日)	春の文化祭 第11回コーラスフェスティバル(不二輸送機ホール)

【各団体主催 市共催事業】(不二輸送機ホール)

5/26,7/28, 9/29, 12/24, 2/24	ファミリー/ティータイムコンサート
1/19(土)、20日(日)、27日(日)	tys山口県学生ピアノコンクール
3月予定	アラ還フェスティバル

○山口県総合芸術文化祭2018

4/15(日)	第11回中国地区ハーモニカ祭り 第13回山口県ハーモニカ演奏交流会 (不二輸送機ホール)
---------	---

【その他】

○龍王伝説(事務局)

平成28年度 文化会館利用実績

利用人数

(単位:人)

月	大ホール	小ホール	研修室	和室	スタジオ	楽屋1	合計
4月	1,387	270	142	5	36	107	1,947
5月	1,592	522	157	78	29	82	2,460
6月	2,595	529	182	33	33	54	3,426
7月	5,674	1,050	170	40	21	105	7,060
8月	3,517	576	136	87	34	46	4,396
9月	1,850	239	109	96	30	116	2,440
10月	3,147	263	171	42	48	54	3,725
11月	5,209	649	234	116	34	73	6,315
12月	4,769	239	28	76	19	32	5,163
1月	2,062	698	97	61	13	94	3,025
2月	1,719	1,650	302	52	10	58	3,791
3月	2,570	880	201	109	20	63	3,843
合計	36,091	7,565	1,929	795	327	884	47,591

利用件数	157	200	200	117	116	250	1,040
利用日数	149	186	184	113	108	213	953
利用率	44.3%	55.4%	54.8%	33.6%	32.1%	63.4%	

(開館日数336日)

H26度 利用率	53.7%	60.9%	67.2%	45.4%	43.6%	78.5%	
H27度 利用率	44.6%	66.1%	61.0%	43.8%	43.8%	69.6%	

利用実績の推移

	利用件数(件)	利用人数(人)	会館使用料(円)	大ホール 利用率
平成17年度	865	35,362	5,495,241	
平成18年度	1,061	37,540	5,879,290	
平成19年度	1,079	42,313	5,997,141	
平成20年度	1,065	44,655	6,034,406	
平成21年度	910	57,869	5,488,015	48.1%
平成22年度	1,111	52,693	8,915,012	40.9%
平成23年度	1,264	52,741	6,456,703	42.0%
平成24年度	1,265	56,059	7,470,610	45.1%
平成25年度	1,188	52,021	8,466,480	53.7%
平成26年度	1,337	54,571	7,579,678	44.6%
平成27年度	1,215	55,439	7,680,942	
平成28年度	1,040	47,591	8,113,500	44.3%

平成29年度 文化会館利用実績（4月から2月まで）

利用人数

(単位:人)

月	大ホール	小ホール	研修室	和室	スタジオ	楽屋1	合計
4月	1,424	750	98	12	34	73	2,391
5月	1,610	716	123	65	30	76	2,620
6月	1,989	555	182	44	27	38	2,835
7月	2,206	716	87	55	35	53	3,152
8月	2,851	476	238	22	29	41	3,657
9月	1,738	538	178	49	46	89	2,638
10月	4,208	1,062	90	60	27	10	5,457
11月	3,597	521	292	114	40	58	4,622
12月	6,329	450	76	7	24	68	6,954
1月	1,634	229	145	40	11	66	2,125
2月	2,890	1,382	141	130	27	82	4,652
3月							0
合計	30,476	7,395	1,650	598	330	654	41,103

利用件数	133	177	180	123	130	212	955
利用日数	123	161	165	117	120	194	880
利用率	40.1%	52.4%	53.7%	38.1%	39.1%	63.2%	

(開館日数307日)

● 文化会館維持管理について

平成28年度

修 繕 ・ 改 修	①	スタジオ空調設備修繕
	②	ドア修繕
	③	外灯取替
	④	大型ロールスクリーン修繕
	⑤	身障者用トイレ引戸修繕
	⑥	トイレ詰まり直し
	⑦	プロジェクター修理
	⑧	消防設備煙感知器交換
	⑨	長椅子修理
	⑩	エレベーター部品修理
	⑪	冷却塔下部ブランケット補修
	⑫	調光設備部品交換作業 DLマグネットスイッチ
	⑬	調光設備部品交換作業 直流電源
	⑭	駐車場区画線補修
	⑮	大型駐車場ロープ張ライン引補修
	⑯	地下機械室湧水ポンプ取換
	⑰	フラッシュバルブ補修
	⑱	1Fエントランスホール エアハンファン修繕
	⑲	フロートレスリレー取替
	⑳	敷地アスファルト修繕
	21	玄関照明修繕
	22	中央監視端末伝送装置更新②
	23	前庭木製台修繕
備 品	①	TASCAM CDレコーダー
	②	大ホール音響設備（ワイヤレスマイク設備）更新
平成29年度		
修 繕 ・ 改 修	①	音響調整卓修理
	②	吸収冷温水機基盤修理
	③	電気配線修繕
	④	燃料ホース交換修繕
	⑤	地下タンク液面計修繕
	⑥	冷温水配管圧力計修繕
	⑦	長椅子修理
	⑧	受水槽フロートリレー取替
	⑨	昇降機部品取替
	⑩	圧力指示調整計等交換
	未	消防設備誘導灯
	未	消防設備煙感知器交換
備 品	①	パンチカーペット
	②	B Dプレーヤー

● 文化会館維持管理について

平成30年度

修繕 ・改修	① 消防設備誘導灯
	② 消防設備煙感知器交換
	③ 館長室空調設備修繕
	④ 吸收冷温水機基盤修理
備品	① カラー複合機 (A3)
	② マイク